⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

　なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑾　本工事の一部（鉄骨架構形式に関わる部分）は、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式であり、資格要件を有しているほか、提出された設計提案書が適正と認められた者に参加資格を与えるものとする。

⑿　⑾の提案の審査において、提案についての改善を求め、提案を改善する機会を与える。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

⑷　平成10年度以降に、元請けとして、構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、大スパン構造（50m）以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

　なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「施工中における安全、環境対策についてどのような配慮を行うか。」に関する技術提案

（着目点）

　本施設は、既設建物を解体後、鉄骨造平屋建ての整備場部分と鉄筋コンクリート造２階建て一部平屋建てのサイドショップ部分を新設する工事である。北宇都宮駐屯地は年間を通して風が強い地域であることから、工事現場の横の滑走路に粉塵や資材等が飛散しないように防止対策が必要となる。また、滑走路の横での作業となることから施工中に高さ制限（転移表面　約17m）に抵触する恐れも考えられ注意を要する。さらに、新設整備場は、新機種の機体の整備を行う重要な施設であることから完成後部隊運用中に、工事中に使用した資機材などが落下することがないよう万全を期する必要がある。これらのことから、次の着目点のそれぞれについて提案を求めるものである。

　①粉塵抑制対策について　②資材、解体材の飛散防止対策について　③資材揚重作業の安全管理に関すること　④高さ制限遵守に関すること　⑤資機材の落下防止対策について

・「各種工事における接合部の品質確保に関してどのような配慮を行うか。」に関する技術提案

（着目点）

　本施設は、新機種の機体整備のために建設するものであり、鉄骨造平屋建ての整備場部分と鉄筋コンクリート造２階建て一部平屋建てのサイドショップ部分を新設する工事である。本施設は、新機種の整備を行う重要な施設であることから、特に接合部の施工が品質確保の上には重要である。このことから、次の着目点のそれぞれについて提案を求めるものである。

　①鉄筋継ぎ手部分の考え方及び品質確保について　②鉄骨の溶接部の品質確保について　③鉄骨柱脚部に用いるアンカーボルト据付け精度及び柱脚工法の精度確保について　④コンクリートの打継部の品質確保について　⑤鉄筋コンクリート造の鉄筋かぶり及び間隔の保持について

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⑴　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

　なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。